

官民連携による新たな自転車の交通安全啓発がスタート ～県内企業3社とともに自転車マナーアップ活動を展開します～

群馬県では、自転車事故の防止を目的として、県が認定する「自転車活用促進協力企業」と連携した官民協働の街頭啓発活動を新たに実施します。

今回は、協力企業3社の協力のもと県内2か所で同時に交通安全を呼びかけるほか、今後とも民間企業等との連携をさらに広げ、自転車の安全利用の推進を図ってまいります。

1 実施日時

令和8年9月15日(火) 午前7時40分から午前8時30分まで

2 実施場所及び活動実施者

- (1) 前橋市関根町地内 国道17号・関根町信号交差点付近
群馬県(道路管理課、交通安全啓発キャラバン隊、GMET)、前橋警察署、前橋市
自転車活用促進協力企業 合計:20名
- (2) 高崎市八島町地内 県道高崎停車場線・八島町十字路信号交差点付近
群馬県(道路管理課、交通安全啓発キャラバン隊、GMET)、高崎警察署、高崎市
自転車活用促進協力企業 合計:18名

3 参加企業(自転車活用促進協力企業※)

- (1) 前橋市内実施場所
株式会社ぐんま安全教育センター、セキチュー前橋関根店
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- (2) 高崎市内実施場所
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

※「自転車活用促進協力企業」とは、自転車の安全利用や交通ルールの遵守に関する啓発活動について、県と連携して取り組む企業として県が認定した企業です。

4 実施内容

自転車利用者及び自動車運転者に対し、ヘルメット着用や一時停止の徹底などを呼びかけ、自転車の安全利用と交通事故防止を図ります。自転車事故の相手方の約9割は自動車であり、県内では出会い頭事故が多く発生していることから、自転車利用者だけでなく、自動車運転者に対しても交通ルールの遵守や安全運転を呼びかけます。

また、企業と連携して啓発活動を実施することで、より幅広い県民への周知を図るとともに、交通安全活動に取り組む企業の拡大や官民連携の一層の推進につなげていきます。